

第1回 学校運営協議会記録

令和5年4月22日（土）

◎ 日時：令和5年4月22日（土）14：00～15：00

◎ 司会・進行：金澤教頭

1 はじめに

- 依頼状交付及び自己紹介—教育委員会より資料等が届いている。
- 会長副会長の承認
- 会長あいさつ
- 学校運営協議会の概要説明（金澤教頭）
 - ・ わかあゆ教育プラン・・・「幸動」に基づいて学校の教育計画がたてられている。
「施策の体系」の「地域とともにある学校づくり」の①に「コミュニティ・スクールの推進がある。
(※コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置された学校のこと)
 - ・ 学校は地域の核として何ができるか。
 - ・ 学校運営協議会委員の役割：地域の力、地域の声を届ける。社会に開かれた教育課程をつなぐ。
 - ・ 学校運営協議会の役割（規則上）
 - ① 校長が作成した学校運営の基本方針を承認すること。
 - ② 学校運営について、校長や教育委員会に意見を述べること。
 - ③ 教職員の任用に関して、校長を通して教育委員会に意見を述べること。
 - ④ 地域住民へ協議内容を情報発信し、教育活動への参加を促すこと。
 - ⑤ 学校運営の状況についての評価を年1回以上行い、結果を公表すること。
 - ・ 地域学校協働本部を組織する。
 - ・ 以前あった学校評議員は学校がお願いしていたが、学校運営協議会は教育委員会が依頼するので、その立場を理解して欲しい。
- 「延岡市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」について・・・お読みください。

2 校長あいさつ（池野校長）

- 学校運営の基本方針の承認について
【学校経営計画】
 - ・ わかあゆ教育プランを学校の経営に落とし込んで作成している。
 - ・ 時代・環境が変化しても動かさないもの・・・表の上
「めざす地域像」を新たに土台に入れた。
 - ・ どんどん変わっていくもの・・・表の下
時代の風に乗る、北方の実情に合わせる。
- (1) 教育目標—ゴール
「学校経営ビジョン」の「自信と誇りに満ちた児童生徒を育成する」
- (2) めざす〇〇像—学校・家庭・地域それぞれがすべきこと（役割分担）
学校がやること、保護者がやることを地域が支える。

地域にとってのメリットは・・・学校に勢いがあると地域が元気になる。

- 質疑・応答・・・なし 承認一決定

- P T A総会資料（学校より）の説明
 - ・ 職員紹介
 - ・ ホームページ紹介
 - ・ 部活動について : 国の方針として今後地域移行を図っていくことになるが、現実的には今年も学校が担うことになる。そのことについての理解と協力を。
 - ・ いじめについて : いじめは法律に定められている。
いじめの定義の変化→（以前）加害側が主語 （現在）被害側が主語
 - ・ 働き方改革 : 先生を楽にするためではない。
先生にしかできないことに全力投球してもらうことが趣旨。
 - ・ わいせつ行為防止 : ①相談窓口 ②SNSのやりとり禁止 ③学校で直接面談
④児童生徒とのメールのやりとり禁止 ⑤車に乗せない、家に呼ばない

3 協議

- 本年度の活動内容確認
- 学校行事計画予定確認
 - ・ 今年度3回学校運営協議会を予定
 - ・ 3月に評価の提出・公表を行う。
 - ・ 年間を通して・・・はげまし隊、見守り隊

【質疑等】

- ・ 保護者からの要望等をどこが吸い上げていくのか。（窓口）
→ 学校運営協議会は年3回の予定だが、緊急を要する場合は会長が招集をかける。
- ・ コーディネートしていく中で反省は出るので、その都度反省会のようなものを行って欲しい。
- ・ 小5の「田植え」、中1「地場産業体験」の間隔を空けてはいけないのか。
→ 中1の総合の「地域を知ろう」の中の課題設定部分にあたるのでこの時期がよい。
- ・ 組織づくりを検討していく。
→ コーディネーター、教頭から提案してもらう。
- ・ 北方町青少年育成連絡協議会とはどんな組織か。学校運営協議会と兼ねられないか。
→ 学校運営協議会と兼ねる方向で。
- ・ 地場産業体験については学校運営協議会が請け負っていく。
- ・ 奉仕活動等について高齢者クラブ等に頼んでみる。

4 次回の確認